

令和3年度高知県立青少年センター陸上競技場利用計画調整要領

1. 目的

この要領は、高知県立青少年センター施設（陸上競技場）について、円滑な利用とともに適正な管理及び運営の実現を図るため、同センター施設の利用計画（以下「利用計画」という。）に係る調整手続きを定めるものである。

2. 調整会議

利用計画の調整手続きとして、競技大会等を開催する利用団体の協力を得て、前年度の1月に開催される県内の運動施設を有する管理者による調整会議に諮り、次年度利用計画を作成するものとする。

3. 利用が制限される期間

下表に記載する期間は、フィールド（芝生）の利用を制限する。

期 間	摘 要
令和3年 5月 6日～ 令和3年 5月 31日	芝生の更新作業のため
令和3年 9月 23日～ 令和3年 10月 31日	冬芝施工のため
令和3年 12月 10日～ 令和4年 1月 3日	芝養生のため
令和4年 1月 4日～ 令和4年 3月 31日	プロキャンプ・大学合宿のため ※利用可能な場合あり

※ 上記の期間以外に、芝生の状態によっては利用を制限することがある。

4. 調整対象

この要領による調整手続きの対象となる競技大会等は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 毎年、定例的に開催される全国大会、中四国大会並びにこれらの県代表を選ぶ競技大会及び県大会。
- (2) 県を単位とするスポーツ団体（準ずる団体を含む。）又は県が主催する競技会。
- (3) 公益財団法人高知県観光コンベンション協会が招致するプロチーム等のキャンプ及びスポーツ大会等のイベント。

5. 調整基準

利用計画に係る調整基準は、次に定めた基準によるものとする。

- (1) 青少年の利用を優先する。
- (2) フィールドを球技大会等に利用する場合は、1週間に2日以内とし、1日2試合以内とする。ただし、全国大会及びJリーグ等のキャンプ使用についてはこの限りではない。
- (3) ラグビーの使用については、内容により制限があるので、管理者と協議すること。

6. 利用計画における予備日の設定

利用団体は、利用計画の作成に当たっては、気象状況等を勘案して予備日を設けることができる。この場合においては、次に掲げる条件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 利用日が一日間の大会において、予備日を設ける場合は、その間に二週間の間隔を空けるものとする。
- (2) 日曜日又は祝日を予備日とすることは、特別な事情のない限り、認められないものとする。

7. その他利用にあたっての留意点

利用時間には、準備及び片付けの時間を含める。